

◆目次

〈巻頭言〉

刑の一部の執行猶予と保護観察……………青沼 隆之… 2

〈論説〉

＝平成23年版犯罪白書＝

犯罪白書と少年非行・若年成人犯罪研究……………鮎川 潤… 5

平成23年版犯罪白書

一犯罪動向と犯罪者処遇の現況……………清水 淑子…16

平成23年版犯罪白書特集

「少年・若年犯罪者の実態と再犯防止」

～非行少年・若年犯罪者の意識に関する考察～……………田島 秀紀…28

平成23年版犯罪白書特集テーマ

～少年・若年犯罪者の実態と再犯防止～

「少年院出院者の追跡調査」より……………武田 玄雄…37

〈寄稿〉

来日外国人少年の非行実態

—全国少年院調査から—……………太田 達也…50

〈海外の刑事政策と日本〉

韓国における犯罪者の位置情報確認制度……………樫山 昇…68

〈随想〉

富山に伝わる「立山曼荼羅」……………牧島 聡…86

「減らない女子受刑者」……………木下登志美…90

沼田町就業支援センターの取組から

～北の大地に根付く更生保護～……………三本松 篤…93

財団法人 日本刑事政策研究会役員名簿

会 長	前 田 宏	(弁護士・元検事総長)
理 事 長	原 田 明 夫	(弁護士・元検事総長)
常 任 理 事	清 水 治	(法務総合研究所長)
理 事	石 井 宏 治	(株式会社石井鐵工所代表取締役社長)
	中 川 英 彦	(元京都大学法科大学院教授)
	藤 本 哲 也	(中央大学名誉教授・常磐大学大学院教授)
	太 田 達 也	(慶應義塾大学法学部教授)
	龍 岡 資 晃	(学習院大学法科大学院教授)
監 事	日 野 正 晴	(弁護士・元名古屋高検検事長)
	上 村 成 生	(税理士・元高松国税局長)
評 議 員	松 尾 浩 也	(東京大学名誉教授・日本学士院会員)
	西 原 春 夫	(アジア平和貢献センター理事長・ 早稲田大学名誉教授・元総長)
	柳 本 正 春	(元亜細亜大学法学部教授)
	岩 井 宜 子	(専修大学法科大学院教授)
	名 雪 雅 夫	(株式会社産業経済新聞社取締役副社長)
	高 橋 則 夫	(早稲田大学大学院法務研究科教授)
	稲 田 伸 夫	(法務省刑事局長)
	廣 瀬 博	(住友化学株式会社取締役副会長)
	山 口 寿 一	(株式会社読売新聞グループ本社取締役社長室長・ 東京本社常務取締役)
	植 村 稔	(最高裁判所事務総局刑事局長)
	山 下 隆 志	(法務総合研究所研究部長)
	笠 間 治 雄	(検事総長)
	三 浦 守	(法務省矯正局長)
	青 沼 隆 之	(法務省保護局長)
	稲 田 伸 夫	(法務省刑事局長)
	松 田 一 郎	(法務総合研究所総務企画部長)

(理事, 監事及び評議員は, 当該役員就任順)

協力関係を強化する必要がある。医療に関していえば、依存症の治療に限らず、幻覚や妄想といった急性症状への対応などについても協力が欠かせない。また、薬物依存からの回復が保護観察の期間に限らず、いわば生涯に亘る問題であることからすると、医療を含めた地域資源への円滑な移行も必要となるだろう。しかしながら、現在、薬物依存、特に覚せい剤依存症の治療や回復に向けたカウンセリングを行っている医療機関等は決して多くはない。入院を含めた専門的な依存症治療を行っている医療機関は4施設に偏っているといった報告もある。そうすると、新たな医療・保健資源の開拓といった点も課題となろう。現状では、薬物依存からの回復で中心的な役割を担っているのは、民間の自助グループであるダルクといっても過言ではないだろう。当方で把握している範囲では全国に45のダルクがあるが、それぞれが自律した活動をしており、運営も独立している。各ダルクはリハビリ施設を有し、断薬を果たした者が指導者となってグループミーティングを繰り返し、断薬意志の継続を図っている。従来から、保護観察対象者をダルクに通所させてミーティングに参加させるといった連携を行ってきたが、今後は一層の連携が必要となろう。

もう一つの課題は福祉との連携である。これまでの保護観察では、更生保護施設での宿泊と食事の提供や生活指導、あるいは、保護司による指導と支援を中心とし、就労支援をすることで自立と社会復帰を図ってきた。覚せい剤事犯者についても、その基本は変わらない。しかし、誘惑にあふれた社会内で依存症という難題からの回復を図るにはそれだけでは足りない。断薬の継続を支えるには福祉的な支援が必要だが、稼働年齢にある対象者への生活保護等の支援には限界もあるだろう。グループホームやソーシャルファームといった新たな資源の開拓も必要である。累犯障害者問題と同様、薬物依存「犯罪者」であるという故に医療や福祉から排除されてその隙間に落ち、刑務所とシャバを繰り返す一群への新たな取組が期待される。

(法務省保護局長)

## 《論 説》

# 犯罪白書と少年非行・若年成人犯罪研究

鮎 川 潤

## 1 はじめに

『平成23年版 犯罪白書』は例年にもまして力作のように思われる。今年度の特集である「少年・若年犯罪者の実態と再犯防止」は斬新な調査に挑戦し、従来にない考察を行なっている。

全体の内容も充実している。そのことは犯罪白書の冒頭に記載されている凡例が、専門家や専門課程の学生にとっても納得がもたらされる丁寧な説明が加えられたことにも表れている。

犯罪白書は周知のように、犯罪とそれへの対応に関して前年の統計を付け加えて検討し、刑事政策を概観した「ルーティーン」部分と、本年度の法務総合研究所研究部の特別調査に基づく「特集」部分から成り立っている。本稿は、紙幅の都合もあり、主要には特集—それも全てというわけにはいかないが—を取り上げることし、ルーティーン部分については簡単にレビューにとどめることをご容赦いただきたい。

## 2 ルーティーン部分について

犯罪白書の前半は犯罪と犯罪者の処遇に関する概観である。犯罪の全体的なトレンドとしては、一般刑法犯の認知件数が極端に増加したピークは平成14年、検挙人員のピークは平成16年、刑事施設の収容人口・人口比のピークは平成18年で、その後減少に転じている。したがって現在は落ち着いた状況になってきているといつてよいと思われる。

凶悪犯のなかで、強盗—これにはさまざまな形態のものが含まれている—は、平成15年以来認知件数、検挙人員とも減少しているが、コンビニ強盗や

ファーストフード店の強盗—これらについては、認知件数と発生件数とが等しい種類の犯行形態といってもよい—は、営業時間や勤務体制を工夫すれば十分に減らしていくことができるものと思われる。

検察については、平成16年のピークと比較すると平成22年の公判請求人員は約39,000人、率にして26.4%減少しているが公判請求率に大きな変化はない。

裁判については、裁判員裁判に関して第6編の「刑事司法制度の改革」のなかできちんとまとめられているのは有意義である。判決を裁判官裁判と比較しているのも好感が持てる。刑事司法制度の改革は犯罪被害者への配慮や支援とも関係している。裁判員裁判は、一見定着したかのように思われるかもしれないが、中長期的に見て重大な課題を内蔵しており、今後ともフォローしていくことが必要なテーマであると思われる。

刑事施設に関しては、男子の施設は過剰収容のピークを超えたが、女子の施設は既決の受刑者の収容率が120.3%となっており、厳しい運営を強いられているように見受けられる。更生保護に関しては、平成21年に満期釈放が仮釈放をしのぎ、平成22年の仮釈放率は49.1%となった。

なお、「高齢者犯罪」に関しては、殺人、強盗、窃盗及び暴行が増加傾向にある。高齢受刑者の入所受刑者人員については、平成20年から高止まりの傾向が見られる。来日外国人による一般刑法犯の検挙人員は平成16年がピークであった。

犯罪被害者に関しては、人身犯の被害者が減少していることは何よりのことと安堵の念を感じる。また、裁判の公判段階における犯罪被害者に配慮した制度では、刑事和解の利用が減少しているものの、「意見陳述に代えた書面の提出」や「付添人」が増加していることが注目される。

刑事司法の分野においては法改正や新たな制度の創設が相次いだ。それらの効果測定や評価を行なうためにも、ルーティーン部分において信頼できる基本的なデータを継続的に提供する犯罪白書の役割の重要性はいっそう高まっているといえよう。

### 3 少年非行と若年成人犯罪

現在の日本社会は大きく変動している。少年、若年成人にとっても、犯罪白書で図示されているように離婚の増加に象徴される家族の不安定化、人材派遣、パート、アルバイトの増加等の雇用形態の変化や失業によってもたらされる経済生活の不安定化など、彼らを取りまく環境は厳しさを増している。

少年の、一般刑法犯—刑法犯全体から自動車運転過失致死傷などを除いたもの—は検挙人員と人口比とともに平成15年以来減少している。ただし、少年の場合、軽微な犯罪が多いが、人口比で見ると成人よりも高い数値となっている。また、若年成人の検挙人員総数に占める割合は、10歳刻みの年齢層で見ると30歳代以上の年齢層よりも高い<sup>注(1)</sup>。

20歳代について、25歳未満と25歳以上とを区別して分析しているのも有意義で評価できる。欧米の先進国においても、18歳以上25歳未満について、成人ではあっても、少年と同じ施設に収容して教育を中心とした処遇を施すといったように、少年に準じた扱いを行なっている国も多いからである。

20歳以上25歳未満が、20歳未満の少年と似たトレンドを示す強盗や詐欺などの犯罪もあれば、25歳以上30歳未満や、30歳以上と似たトレンドを示す犯罪もあり興味深い。

共犯率に着目してみると、少年と成人全体とで大きく違っていることから、強盗という犯罪に帰属される行為であっても、少年と成人とではその内容が異なることが改めて推測される。ただし25歳未満の若年成人に関しては、おそらく強盗ではひたたくり崩れを含む路上強盗の割合が高かったり、あるいは詐欺では振り込め詐欺の手下として使われるようなケースが多かったりするのではないかと推測される。

少年の薬物犯罪の変化については目を見張るものがある。「7-2-1-2-1 図 少年による特別法犯送致人員の推移」(214頁)を巻末に付けられている資料を援用し補って見てみると非常に重要な変化が示されている。過去20年にわたって毒劇法違反(シンナー、トルエンの乱用)の送致人員が激減している。実は覚せい剤についても減少している。しばしば少年犯罪が増

加したときのみ原因が探求されるが、こうした減少も検討し、今後の施策の参考にされるべきといえよう。さらに暴走族のグループやそれに所属する少年を含めたメンバーの数の減少も著しい。これは少年の道路交通法違反を減少させ、その結果、保護観察所での交通短期保護観察の激減という結果をもたらしている（「3-1-5-1図 少年の保護観察開始人員の推移」115頁）。約20年前に少年の保護観察の圧倒的多数を占めていた交通短期保護観察が、3分の1以下になってしまうことなどいったい誰が予想しえたであろうか。

薬物事犯を中心とした「7-2-1-2-1図」（214頁）に何気なく加えられている軽犯罪法の違反少年数の推移は興味深い。淡々と客観的事実のみを数値として提示しようとする犯罪白書の慎重な姿勢がここには示されており、好感が持てる。しかしながら、そうした立場に限定されない筆者の観点からすると、これは非常に重要な指標のように思われる。すなわち、本犯罪白書には掲載されていないが『平成22年中における少年補導及び保護の概況』（警察庁生活安全局少年課）に掲載されている、平成5年以来平成19年までほぼ14年間にわたって人員及び人口比が増加傾向にあり、その後減少へ転じたものの人口比では高い水準にある「不良行為少年」の補導人員とつきあわせてみた場合、軽微な犯罪についても厳正に対処し、初期の段階で積極的な介入を行なう「割れ窓理論」を警察が少年に対して実行していることを示すものではないかと推測される。

刑事政策上のまたは矯正、更生保護の実務上の含意を多く読み取れるのも今年度の特集の特徴といえることができる。たとえば若年出所受刑者の出所事由別構成比（「7-2-3-11図」235頁）も興味深い図である。30歳未満の出所者について、初入であれば、仮釈放が72.3%であるのに対して、再入となると仮釈放は32.8%まで減少し、満期釈放が67.2%となる。満期釈放では、社会内での指導が容易ではなくなる。初めての出所で再犯に至らせないような工夫が望まれるといえよう。

「7-2-4-5図 保護観察終了人員終了事由別構成比」（241頁）も示唆深い。保護観察処分少年あるいは少年院を仮退院して保護観察となった少

年について、学生生徒や有職の場合は保護処分取り消しとはならないが、無職の場合は4割から5割が保護処分取り消しとなる。若年保護観察付執行猶予者は、無職者の場合、執行猶予取り消しとなるものの割合が7割以上に及ぶ。就労対策の重要性が改めて認識され、刑事政策の観点からも有意義な発見といえることができる。

なお、少年院出院者の再入院状況、刑事施設への再収容、それぞれに5年以内に再入する者の割合が平成8年以来減少傾向にあることは、ある意味で重要といえることができる。（この特に強調されているわけでもない「7-2-5-4表」（247頁）も『平成17年版 犯罪白書』における「少年非行」の特集で秀でた着想に基づき作成されて以来、例年掲載されることとなった犯罪白書の重要な継承的資産である。）保護観察処分少年の再処分率、少年院仮退院者の再処分率、若年保護観察付執行猶予者の再処分率も過去10年間にわたって減少傾向にある。なお、若年假釈放者も、保護観察期間が短いことにもよると思われるが、再処分率は近年は1%を切っている。

今年の特集は、このように改善してきているものを、さらに再犯を少なくしてよりよいものへと改変するための手がかりを得ようとする試みといえることができる。

#### 4 少年院出院後の犯罪状況

『平成23年版 犯罪白書』の特集において最も画期的なのは、少年院退院者に対して初めて行なわれた縦断調査（longitudinal study）である。これはコホート調査といってもよいものであり、「平成16年1月から3月の間に全国の少年院を出院した出院時年齢が18歳又は19歳の者」について25歳に至るまでの「刑事処分の有無及び刑事処分を受けた者の本件出院後の生活状況並びに犯罪状況等を調査し」<sup>註(2)</sup> たものだ。これについて以下で見ていこう。

少年院への入院の非行名について、10%を超えるのは、窃盗（31.7%）、道路交通法（16.0%）、傷害・暴行（12.6%）、強盗（12.3%）である。女子の調査対象は38名であるが、最も多いのは覚せい剤で47.4%を占め、傷害・暴行が15.8%、窃盗が10.5%となっている。女子の薬物使用は、覚せい剤と

有機溶剤を合わせると65.8%になるのに対して、男子の覚せい剤使用は2.1%にとどまり、有機溶剤と合わせても12.3%に過ぎない。

不良集団への加入は、男子の31.3%が暴走族に加わっている。暴力団は2.7%。女子は暴走族と関係を持つ者10.8%、暴力団と関係を持つものが8.1%となっている。先に見たように、現在、暴走族のグループ数もメンバー数も激減している。また、暴力団も今後衰退が予想される。こうした変化がどのように少年たちの非行を変え、さらにその後の更生と社会への適応に影響を与えるのかは非常に興味深いテーマである。今回と同様のコホート調査が5年ごとくらの間隔で行なわれることが望まれる。

今回少年院での処遇を受ける以前に保護処分歴のある者が男子に72.8%、女子に55.3%おり、すでに少年院送致の経験があり今回が少年院への再入院であった者が男子で20.8%、女子で15.8%いる。

出院時の受け入れ先で、実父母が帰住先となっている者は、女子が男子よりも11ポイント低くなっているのも、女子の少年院送致となった非行少年に対する家庭環境の影響が大きいことが読み取れる。

少年院出院後25歳に達するまでに実刑判決を受けた男子は16.0%いたのに対して女子は0%となっている。女子は執行猶予が1人、罰金が1人のみである。この執行猶予判決は覚せい剤であるが、覚せい剤使用を主な理由として少年院に送致されて出院した者18名のうち少なくとも17人が出院後覚せい剤で有罪判決を受けなかったということ、女子少年院出院者の94.7%が出院後25歳に至るまでに犯罪を行わないで更生したということは、女子に対する矯正教育の効果の証左であり、現在女子少年院で教育に当たっている少年院教官にとっては何よりの励ましとなるものである。周知のように一度覚せい剤を使用するとやめることは非常に難しいといわれており、覚せい剤乱用者は何度も繰り返し刑務所へ戻ってくるというイメージが一般に持たれており、実際にそうした受刑者も多く、元覚せい剤使用者によって離脱のための自助グループが運営されているが、女子少年院での処遇によって覚せい剤から離脱していつているということは社会的に十分に認識されるに値することである。

男子については非常に極端な少数の事例で5回（0.2%）、4回（0.3%）と罰金以上の刑事処分を受けた者がおり、こうした1人で多くの犯罪を繰り返す累犯者の出現をどのように防ぐのが重要な課題といえよう。

標本数が少ないが、少年院に2回以上入院した者よりも、少年院以前に児童自立支援施設送致を経験した者のほうが、出院後5年以内に実刑判決を受ける確率が高い。児童自立支援施設は、触法少年で、とりわけ家庭的環境に恵まれない低年齢の非行少年が送致されてきている。児童自立支援施設を旅立つ少年たちが過酷な条件に置かれていることが改めて確認されており、現在は18歳になった後も自立援助ホームなどが設置されるようになったが、よりニーズに合致した利用が容易なサポートの必要性が示唆されているといえよう<sup>注(3)</sup>。

実母よりも実父のもとに帰住した場合のほうが実刑になる確率が高いというのも思わぬ発見である。また、保護観察終了時に無職のほうが有職よりも執行猶予付きの判決や実刑判決を受ける確率が高い。厳しい経済状況の時代ではあるが就労の重要性が改めて認識される必要がある。

「犯罪のない時期」の状況についての調査が行われたことは非常に有意義である。非行少年も犯罪者も四六時中非行をしていたり、常に犯罪を行なっているものではない。あえていえば犯罪や非行は行為を行なっている瞬間であり、犯罪を行なっている時間であり、あるいはそれを行なっている日々ということである。再犯防止とは、具体的には、そのように犯罪や非行を行なっていない時間をどのように延ばすかということの意味しているのである。

少年院を仮退院したのちの初回の犯罪の半数は、少年院を仮退院し保護観察が終了した後1年以内に起きる。それは20歳前半から21歳前半で行なわれることが多い。また、第1回目の刑事処分で、保護観察付執行猶予となった場合、そのうち半分以上が、その後25才に達するまでに実刑で服役することになる。第1回目の刑事処分の罪名は、窃盗が30.6%、傷害が17.3%、自動車運転致死傷等が11.3%、覚せい剤6.9%である。窃盗の内訳で10%を超えるのは、万引きが23.6%、自動車盗が11.4%である。

「7-3-3-2-1表 非行群別刑事処分状況等」(272頁)は非常に興味深い表である。少年院入院の非行類型を、窃盗非行、粗暴非行、性非行、薬物非行、交通非行、重大非行の群に分けて、それと刑事処分の同種の類型との関係を見たものである。窃盗犯、粗暴犯、性犯、薬物犯は、少年時と成人後の犯罪類型との間にある程度の相関が見られる。他方、交通非行は成人後、交通、窃盗、粗暴へと拡散している。重大非行群のうちで、成人後に刑事処分に付された者は28.7%であり、実刑判決を受けた者は5.7%である。その刑事処分の44%は窃盗で、重大犯罪は8%である。他方、窃盗非行群で成人後に刑事処分を受けた者は44.7%であり、実刑判決を受けた者は20.7%である。粗暴非行群の実刑判決は16.9%である。

あえていうならば、少年時における少年院と保護観察は、重大な非行をした少年の矯正教育と更生保護にはより成功しているが、それに対して罪種としてはより軽い窃盗を主要な非行とする少年の矯正と更生には成功しているとはいいたいということが出来る。窃盗を行う非行少年に対する処遇について、少年院への収容の形態や処遇プログラムを含めて根本的な再検討が迫られているのではないだろうか。

特集の二つ目は「非行少年・若者犯罪者の意識」である。これは、緻密な調査設計に基づいて、質問項目と質問文に十分な検討を加えた上で実施されたものである。犯罪白書での図の表示方法にも今までにない創意工夫が見られ、その内容も興味深いものであるが、与えられた紙幅も超過しているので、本特集に掲載されている他の寄稿にその紹介と検討を委ねることとしたい。

## 5 おわりに

実はささやかながら筆者は、とりわけ少年院を仮退院後に、家族が引き受けられないために、あるいは親に保護者としての役割を期待しえない等のために、更生保護施設等で生活して社会へ旅立っていくための準備をしている少年や、すでに施設を旅立ち順調に社会生活に適應している元非行少年への聞き取り調査を行なっている。

少年院にいたことをカミングアウトして少年院出院者や非行少年への支援

を行なおうというNPO法人が結成され、マスメディアを通じてもその活動が紹介されているが、筆者が聞き取りをしている少年や成人はそれとはまったく異なる。主には、更生保護施設を去ってすでに数年が経ち、他者からの注目を集めるわけでもなく、日々の生活を地道に続けている人たちである。彼らがどのようなきっかけで立ち直っていったのか、どのように施設や制度が改善されたり新たなサポートシステムがもうけられたりすると、より立ち直りが容易になると思われるかなどについて聞き取りをしている。

家庭的に恵まれず、少年院から更生保護施設を中継地として社会へ戻っていく彼らについて、『平成23年版 犯罪白書』の特集で一執行猶予付を含めた刑事罰が下される割合で見ればそうはいえないが一実刑判決のみで見た場合、「実父、実母、実父・義母、義父・実母」が引受先となっているケースを下回る刑事処分率となっているのは、調査者として心強くもある<sup>注(4)</sup>。

こうした人たちに対する調査を行なうのは、人権の観点から考えると、とりわけ強制的な公権力を行使する省や機関にとっては不可能ではないかと思われる。今回行なわれた特別調査も成人後の刑事処分についての追跡調査である。そこには必ずとベシミスティックな情報が集まることとなる。他方、筆者は本人の同意を得て自由な立場から、成功事例について知見を得ることが出来るが、余分な質問をしてせっかく順調にしている生活の妨げにならないようにと自らに制約を課している。更生にいたるプロセスをより精確に考察するための情報が取得できるとありがたいと思わないわけではない。

さて、『平成23年版 犯罪白書』の特別調査の縦断調査は非常に意義深いものである。ただし、薬物乱用、道路交通法違反、暴走族等のところすでに述べたように、また犯罪白書の特集のなかにおいても提示されているように、家族、就労をはじめとして少年や若年成人を取り巻く環境も、彼らの意識と行動も時代とともに変化する。したがって再び述べるならば、今回の特集を契機として、今後、今回と同様のコホート調査がたとえば5年ごとくらの間隔で行なわれ、比較研究が行なわれて知見が蓄積されていくことが望まれる。また今回調査対象となったコホートについても、刑事記録のレベルにおいて、匿名性と個人情報に配慮した上で、さらなる追跡調査を行なうこ

とは刑事政策的にも有意義な発見と示唆をもたらすものと思われる。ルーティーン部分において信頼にたる統計と情報を継続的に提供し続けるとともに、充実した特集を組む犯罪白書への期待は今後とも大きいといえよう。

(関西学院大学法学部教授)

<参考文献> (本文と注で引用したものを除く)

鮎川潤『再検証 犯罪被害者とその支援』昭和堂, 2010年。

橋本享典『裁判官室の回廊』丸善出版サービスセンター, 1991年。

守山正『「デジスタンス」と刑事政策—犯罪常習者が犯罪をやめるとき』『イギリス犯罪学研究』第8章 成文堂, 2011年。

注(1) ただし、先進諸国の比較をした際に、日本の犯罪者と受刑者の全体的特徴としては、むしろ高齢犯罪者が多く、とりわけ高齢受刑者の割合が非常に高いことを忘れてはなるまい。

注(2) 『平成23年版 犯罪白書』253頁。

注(3) 参考として児童自立支援施設と少年院が関係したある判例を紹介したい。家庭裁判所は、当該の少年を児童自立支援送致としたのち14歳の誕生日を迎えるのを待って初等少年院に送致した。長期処遇で収容継続を行なったが、仮退院時の再非行のため2度目の長期の少年院送致を行なった。さらに今回3回目の少年院送致(長期)の決定が下りたのに対して抗告が行なわれ、それが棄却された判例である。最近の『家庭裁判月報』は裁判例の理解に必要な情報が盛り込まれないため、十分な判断が行ないがたい状況にさらされる傾向があるが、14歳から3回にわたって少年院の長期処遇を繰り返すことが少年の育成と将来にとって最善の決定であるのか疑問なしとはいえないであろう。児童自立支援施設送致以来ここにまで至った過程において、はたして家庭裁判所調査官制度が有効に機能しているのかどうか、その存在意義も含めて問われる事態が発生しているように思われる(東京高裁 平成20年9月26日決定、住居侵入、窃盗保護事件の保護処分決定に対する抗告事件『家庭裁判月報』第60巻12号, 2008年)。

なお、児童自立支援施設の子どもにとって施設を巣立って社会へ適応することが容易ではないことを示す報告としては、少し古い文献にはなるが花島政三郎『10代施設ケア体験者の自立への試練：教護院・20歳までの軌跡』(法政出版, 1996年)がある。

注(4) 『平成23年版 犯罪白書』「7-3-3-1-5 図 本件出院時引受人別 刑事処分状況」, 269頁。

日本犯罪社会学会主催  
2011年度（財）社会安全研究財団助成事業  
第8回 公開シンポジウム成果報告書

# 「現代日本の犯罪発生率の低さを理解する」

UNDERSTANDING LOW CRIME RATE IN MODERN JAPAN

編集 河合幹雄・小関慶太 発行 日本犯罪社会学会



## 目次

刊行に寄せて ごあいさつ 趣旨説明	河合幹雄 矢島正見 河合幹雄	
《報告論文》		
日本の低犯罪率の要因を分析する	守山正	7 頁
日本における強盗発生率の低さについて	河合幹雄	18 頁
日本における少年非行への対応	鮎川潤	38 頁
日本における犯罪者の再犯状況と刑事司法制度改革	太田達也	52 頁
暴力団犯罪の実態と対応について	貴志浩平	64 頁
質疑応答	小関慶太 犬山絵美	78 頁
英語版 趣旨説明 報告内容		87 頁
編集後記		

## 日本における少年非行への対応

### Juvenile Delinquency in Japan



鮎川 潤 (関西学院大学)

Jun Ayukawa, Kwansei Gakuin Univ

#### ■プロフィール■

1952年生まれ。東京大学卒業、大阪大学大学院人間科学研究科前期博士課程修了。スウェーデン国立犯罪防止委員会、南イリノイ大学、ケンブリッジ大学などの客員研究員を経て、現在、関西学院大学法学部教授。著書に『再検証 犯罪被害者とその支援』（昭和堂）、『少年犯罪』（平凡社新書）、『犯罪学入門』（講談社現代新書）、『新版 少年非行の社会学』（世界思想社）、編著に『新訂 逸脱行動論』（放送大学教育振興会）、監修に『戦前期少年犯罪基本文献集』（日本図書センター）などがある。

#### ≪報告論文≫

### 第1章 日本の少年非行：ヨーロッパと比較して統計に見る特徴

#### 1. はじめに

日本の少年非行——少年犯罪を含む——の検挙補導人員は近年減少しつつある。ただし、犯罪検挙者に占める少年の割合である「少年比」は高い。また、少年の犯罪検挙者の少年人口1000人に対する割合である「人口比」も、成人の犯罪検挙者の成人人口1000人に対する割合である「人口比」と比較すると、高い数値となっている。これらだけを見ると国際的に誤解を招きかねない。しかし、罪種別に見ると、重大犯罪は多くはなく、成人に近づくと非行を離脱する傾向が見られる。こうした日本の少年非行の特徴は何によってもたらされているのであろうか。少年とされる年齢や非行少年を扱う制度が大きく違うため、国際比較は容易ではないが、日本の非行に関する事実を確認して、その一端を考察するというのが本稿の目的である。

なお、本稿では、留意すべき点が2つある。その第一は、本報告は、外国から来られた国際学会大会の参加者のかたに、日本の少年非行と少年司法制度の特徴について紹介するという任務を主に負っているため、日本人にとっては旧知の知識も含まれる。

第二は、外国では少年は18歳未満とされている国が多い。そこで日本についても、14歳以上18歳未満の数値を可能な限り計算して比較を試みた。しかし、20歳未満を用いざるをえないところもあるため、年齢区分とそれに伴う数値が少し煩雑になっているかもしれない。

#### 2. 統計に見る日本の少年非行の特徴

戦後の日本の少年非行の推移をみる最も基本的な一つの指標は、警察による「少年の刑法犯検挙人員」である。

これが日本の少年非行のすう勢を示す際に、最も基本的な統計として提示されることが多い。刑法犯といっても、交通関係の「過失」による致死傷罪を除いたほうが好ましく、1965年以降はこの「自動車運転致死傷罪」を除いた「刑法犯」が示されている。また、日本では、少年(juvenile)は20歳未満と定義され、刑事責任(criminal responsibility)年齢が14歳と定義されている。よって、ここで計上されている数値は、14歳以上20歳未満の少年で、「自動車運転致死傷罪」を除く「刑法犯」で検挙された少年の数である。

少年の一般刑法犯検挙人員数(Number of juveniles cleared for non-traffic penal code offences)は戦後おおむね3つあるいは4つのピークが確認される。「人口比」も戦後おおむね4つのピークが確認される。

次に成人と少年を含めた一般刑法犯(non-traffic penal code offences)の検挙人員に占め

る少年の割合を見てみたい。『警察白書』に基づいて、少年比は1950年19.9%、1960年27.5%、1970年29.7%、1980年42.4%、1990年52.6%、2000年42.7%、2009年27.1%となった。1990年頃は、交通関係の過失致死傷を除く刑法犯で検挙される者（これを今後「一般刑法犯」と呼ぶことにしたい）の半分以上が少年であったということである。少子化の影響もあって減少したが、現在でも（刑法犯で検挙される者のうち）4分の1以上が少年である。

注意されるべきは、日本の少年とは20歳未満のことである。ヨーロッパ諸国をはじめとして、世界の多くの国では、少年の年齢を18歳未満とすることが多いように思われる。また刑事責任年齢は日本と同じく14歳あるいは14歳前後が多いように思われる。したがって国際比較のために、日本の14歳以上18歳未満の少年が、（交通関係の過失致死傷を除く）刑法犯で検挙される者全体に占める割合を計算してみると、1970年20.6%、1980年35.3%、1990年44.8%、2000年35.1%、2009年22.1%となっている。

“European Sourcebook of Crime and Criminal Justice Statistics, 2010”によれば、EU諸国の「容疑者（suspected offenders）数」に占める少年の割合は、2006年についての数値で、平均は12.0%である。フランスは18.3%、ドイツは16.6%、スウェーデンは14.0%である。なおスウェーデンは少年を15歳以上18歳未満としている。

日本では同じカテゴリーの数字がないため、日本に関しては14歳以上18歳未満の少年の検挙人員における少年比を見てみると、2006年の少年比は23.3%で、ヨーロッパの平均、あるいはフランス、ドイツ、スウェーデンよりも高い。

しかも、日本は少子高齢化しており、高齢者の数が多く子どもの数が少なくなっている。したがって、日本は、ヨーロッパ諸国よりも人口に占める少年の割合が少ないにもかかわらず、刑法犯の検挙者あるいは容疑者に占める少年の割合は高いという特徴を持っているといえよう。

### 3. 日本の一般刑法犯少年の人口比と成人の人口比との比較

このことをより明確に理解するために、次に人口比を見てみよう。2009年に、成人人口1000人当たりで、（交通事故で被害者にけがをさせたり死なせたりする）交通運輸過失致死傷を除く刑法犯である「一般刑法犯」で検挙される人は2.3人である。これに対して、日本の刑事責任年齢である14歳以上20歳未満での少年の人口1000人当たりで一般刑法犯で検挙される人数は12.4人である。少年のほうが成人よりも5.4倍も犯罪を行なって検挙されているということになる。14歳以上18歳未満の少年の人口1000人当たりで一般刑法犯で検挙される人数を計算してみると15.3人である。日本では14歳以上18歳未満の少年は、20歳以上の成人よりも6.7倍も多く犯罪を行って検挙されているということが明らかになる。

## 第2章 非行少年と警察の相互作用(interaction)に着目した特徴

### 1. 犯罪・少年非行の構成要素

私は少年犯罪や少年非行は、少なくとも以下の6つの要素から構成されていると考える。第1に、犯罪・非行を行う少年。第2に犯行のターゲット。第3に犯罪・非行少年に対応する社会統制機関。第4に犯罪の被害者。第5に犯罪・非行が行われるミクロな具体的状況。第6に、歴史・文化及び社会構造などのマクロな環境、である。

この報告では以上の6点を念頭において日本の少年非行の考察をしていきたい（注1）。とりわけ少年非行では、現場の第一線で対応する法執行機関である警察の動向は重要な要因といえることができる。

### 2. 少年犯罪の罪種別特徴、凶悪犯罪の状況

14歳以上20歳未満の少年で、一般刑法犯で検挙される少年は、どのような犯罪を行なって検挙されているのであろうか。2009年の統計で見てみたい。

最も多いのが、窃盗（theft）で60.7%を占める。2番目に多いのが「占有離脱物横領」で21.0%である。窃盗と横領で少年の一般刑法犯の81.7%を占める。窃盗の内容は、万引きが53.2%、自転車盗が20.9%、オートバイ盗が10.7%を占める。

日本の刑法で「横領（embezzlement）」は独特の概念を含んでいる。「占有離脱物」すなわち「遺失物」を盗ることも「横領」である。少年による横領の場合は、その約98%は放置自転車の横領とされている。すなわち、所有者が放置した自転車を乗っていたり、窃盗され乗り捨てられ放置してあった自転車を別の人が（拾って）乗っているようなケースである。

窃盗と占有離脱物横領以外では、傷害や恐喝などの粗暴犯が8.7%、殺人（未遂を含む）、強盗、強姦と放火の凶悪犯は1.0%である。

以上述べてきたことをまとめれば、日本の少年は、軽微な犯罪を行なって検挙される者が多い、という特徴を持っているといえることができる。（なお日本の少年による一般刑法犯における女子の割合は約23%である。）

### 3. 日本の少年による凶悪犯罪

次に、日本の少年による凶悪犯罪の割合について確認していくことにしたい。

まず日本では、20歳未満の少年による（未遂を含む）殺人の検挙人員は1960年に約400人だったが、1970年に約200人となり、1975年に100人未満となり、その後現在は約50人になっているというように、減少してきていることが認識される必要がある。（注2）

2006年の日本の検挙人員に対する14歳以上18歳未満の少年比を見てみると、総検挙人員については先に述べたように23.3%である。殺人については3.7%、強盗については17.0%、強姦については5.0%であり、3種類の凶悪犯罪のすべての少年比が総検挙人員の少年比よりも低い。これに対してヨーロッパ諸国では、凶悪犯罪の少年比は総容疑人員の少年比よ

りも高いかそれに近似した数値になっている。日本のように低いとはいえない点で異なる。このことから日本における少年による凶悪犯罪の割合は低いといえることができる。なお、強盗の少年比の数値が、殺人や強姦の少年比の数値よりも相対的に高いが、このことは、少年が路上でひったくりをした際に、被害者（がバッグなどを離さず）にけがをさせてしまった場合に強盗致傷となることによる。

#### 4. 犯罪の行為者と社会統制機関の相互作用

報告者は、犯罪や少年非行は、先に述べたように6つの構成要素が影響して産出されるものとする。とりわけ犯罪行為者、被害者と社会統制機関との相互作用の結果として犯罪は「構成される(construct)」ものであると考えている。

例えば、万引きの場合は、まずそれが発見されるかどうかという段階があり、発見された場合に警察に通報するか否かという店長や店員の判断があり、さらに、正式な被害届が警察に提出されるのか否か、その現場に呼ばれた警察官がどのように判断して対応するのかに依存している。

また、少年の一般刑法犯の21%を占める占有離脱物横領である、放置自転車の乗り逃げで少年が検挙されるのは、「挙動不審とされる」少年に対して警察官が声をかけ、職務質問をした結果、生じることなのである。日本では、「交番」の警察官が、盛り場や街角を自転車やバイクで巡回して、挙動不審と思う人に対して積極的に職務質問をしている。警察官が夜間に無灯火で自転車に乗っている人を見かけたときは、必ず呼び止め、その自転車が本人のものであるかどうかを確認する。警察官が自転車の2人乗りを発見した場合は確実に注意されるし、乱暴な乗り方で歩道を走っている自転車を発見した場合も同様である。

#### 5. 触法少年

日本の刑事責任年齢は14歳であるが、刑事責任能力のない14歳未満の少年の補導人員が多いのも日本の特徴である。この少年は「触法少年」(“law breaking juvenile under aged 14”あるいは“illegal behavior guided by police”)と呼ばれている。

少子化で補導される触法少年の数は減少しているが、過去15年間くらい人口比は1000人当たり約3.9で変化はあまりない。

警察はこれらの少年たちの記録を取って児童相談所へ送る。なお、14歳未満の少年による犯罪や非行は軽微なものが多いが、非常に重大な犯罪を行なった場合は、児童相談所を経由して、家庭裁判所へ送られ、強制的な措置が取られることもある。

また家庭裁判所に送致される少年に「虞犯少年」がいる。これは、まだ犯罪は行っていないが将来行う可能性が非常に高い少年で、毎年500人くらいの少年が家庭裁判所の少年審判で「虞犯少年」として処分が決定される。この虞犯少年に占める女子の割合は50%以上であり、少年の一般刑法犯に占める女子の割合よりも高い。

#### 6. 「不良行為少年」

さらに、厳密には非行少年ではない、すなわち狭義の少年非行にはあたらないが、「不良行為少年」と呼ばれる、20歳未満でタバコ喫煙をしたり飲酒をしたりした少年や、深夜に盛り場で遊んでいる少年に対する補導が、警察官ばかりではなくヴォランティアの人々によって活発に行なわれているのも日本の特徴である。

後に述べるように、14歳以上の少年犯罪の記録はすべて家庭裁判所に送られるのが日本の少年司法の独特のシステムである。しかし、喫煙や飲酒等をした少年は家庭裁判所まで記録が送致されることがなく、警察段階にとどめられるので「不良行為少年(Misconduct juvenile)」と呼ばれる。喫煙、飲酒、盛り場徘徊、深夜徘徊などをする「不良行為少年」の補導人員の推移は過去17年間増加のトレンドにあったが、最近数年は減少している。

#### 7. 警察・少年補導のヴォランティア活動

「不良行為少年」の補導は、警察官に加えて、警察からの委嘱を受けた「少年警察ヴォランティア」である「少年補導員」、ゲームセンターや深夜営業の飲食店において補導や指導を行なう「少年指導委員」、さらに「少年警察協働員」などによっても行なわれる。その人数は、警察の少年補導員(juvenile guidance officials)が約5万2000人、少年指導委員(juvenile guidance committee members)が約6700人である。さらに、補導は、地方自治体の教育委員会を母体とした「少年補導委員」によっても行なわれているが、少年補導委員の人数は、2009年で約7万3000人となっている。

以上のように、日本では、法的に厳密に少年非行とみなされるより以前の早期の段階での介入が警察や地方自治体とヴォランティアによって行なわれている。すなわち、防止的な介入(preventive intervention)が活発に行なわれているという特徴があるといえることができる。

#### 8. まとめ

以上述べてきたことをまとめれば、日本における少年犯罪は、少年比、人口比は高いが、その多くは軽微な犯罪であり、重大な犯罪が少ないという特徴がある。(これを、パラドキシカルな現象としてみるのか、納得のいくこととしてみるのかは、その人が持つ視座や思想によって異なるであろう。)さらに、14歳未満の多くの少年が補導されていること、また、非行以前の段階である喫煙や飲酒や深夜徘徊に対する補導が積極的に行なわれていることが、日本における少年非行への社会的対応の特徴として記憶にとどめられる必要がある。

### 第3章 非行の自己申告調査と犯罪被害者調査

#### 1. 少年による自己申告調査

以上、日本の少年非行の特徴を、警察などの公式統計に基づいてみてきたが、少年非行の実態については、少年非行の自己申告調査(Self-report Study)と犯罪被害者調査(Victim Survey)によって総合的に考察することが望ましい。

以前の総理府青少年対策本部が始め、現在は内閣府の共生社会政策のセクションによって引き継がれているものに、「非行原因に関する総合的研究調査」がある。約10年ごとに調査を行っており、2009年に第4回が行なわれた。この調査は、一般少年と非行少年(警察に補導された少年と少年鑑別所に収容された少年)との比較を中心としたものである。また日本には本格的な少年非行の自己申告調査はなく、現在さまざまな提言がなされつつある段階にあるが、しかし、この調査の一部には少年非行の自己申告調査が盛り込まれている。

ここでは一般少年に関する調査結果について見ていきたい。この調査によると、過去10年間、一般の中学生と高校生の不良行為や少年非行は減少傾向にある。飲酒、喫煙、深夜徘徊などの不良行為を、調査時点から過去1年以内にすると答えた少年の割合が大幅に減少している。例えば喫煙について、一般男子高校生で過去1年間に喫煙をしたことがある者の割合は、1998年には42.6%であったが、2009年には17.5%となった。また、「店の品物を金を払わずに持って来たことのある者」の割合は1998年まで増加傾向にあったが、2010年には大幅に減少している。

「けんかをして人をひどく怒った」は、1988年に最大値となり、その後おおむね減少傾向を示しており、この傾向は男子学生に顕著である。ただし、女子生徒の数値はもともと小さく誤差の範囲とは思われるが、1998年から2009年にかけて、女子高校生は約1ポイント、女子中学生は0.1ポイント上昇しており、日本の少女の意識と行動の変化を暗示しているのかもしれない。

#### 2. 犯罪被害者調査

日本でも犯罪被害者調査が、国際犯罪被害者調査に加わる形で法務省法務総合研究所によって2000年から行なわれている。

本年も行なわれているが、直近の報告書は2008年に行なわれた調査によるものである。その中には、犯罪被害の有無、その申告の有無に加えて、治安に対する不安感や、青少年犯罪対策に対する意見に関する問いも含まれている。ただ、特に少年の犯罪を直接対象とするものではなく、このシンポジウムの他の報告者によっても説明されているので、時間的な都合もあり、私の報告では言及するのを控えたい。

#### 3. 日本の少年非行の重要な特徴

日本の少年非行を全体的に考察した場合に最も大きな特徴は、少年非行を行なう少年の割合が15歳と16歳でピークとなり、その後減少し、18歳、19歳となると非行を「卒業」していつているということである。このことは法務省法務総合研究所による一種の年齢コホート調査によって明らかになっていることである。

この傾向は、1976年生まれの人から最新データである1988年生まれの人まで変わっていない。この現象は、合理的選択理論からも説明が付くことかもしれない。ただし、非行を行い家庭裁判所の少年審判で最も重い保護処分である少年院送致の決定を受けて少年院に収容された少年の場合、少年院を仮退院した後5年以内に再び少年院に収容されるものの割合が約16%あり、同じく5年以内に刑務所に収容される者の割合が約10%いることも認識される必要がある。

### 第4章 日本の少年司法と非行少年の処遇の特徴(国際的な視点から)

#### 1. はじめに

私は現在までに、スウェーデン、アメリカ合衆国、英国に、それぞれ1年前後留学し、少年裁判所や少年違反者のための矯正施設である少年院や少年刑務所を多く訪問してきた。私は現場を重視する研究の原則を採用しており、スウェーデンでは非行少年に家族療法を行う施設と薬物乱用少年のための処遇施設に4ヶ月間住んだりもした。そうした経験に基づいて、私が日本の少年司法の特徴と思うもののいくつかを述べることにしたい。

#### 2. 日本の少年司法の基本的な特徴

すでに述べたように、日本では少年の定義が20歳未満となっているのが大きな特徴である。なお、刑事責任年齢は14歳である。また、すでに言及したように、全件送致主義が取られていることも特徴の一つである。

すなわち、14歳以上20歳未満で犯罪を行なった少年の記録はすべて家庭裁判所の少年部へ送られる。つまり、警察はすべての記録を検察庁に送り、検察庁はすべての記録を家庭裁判所に送り、家庭裁判所が少年にどのような処分をするのか決定するシステムとなっている。ただし、非常に軽微な少年犯罪については、一定の基準に基づいて簡単な書類を送付することになっている。そうしたケースについて家庭裁判所は、「審判不開始」(dismissal without hearing)や「不処分」(no protection mesurer)の決定をすることが多い。

欧米の少年司法制度と異なる大きな特徴は、少年犯罪への検察官の関与の低さである。通常、少年審判(hearing and disposition of juvenile court)に検察官が出席することはない。ただし、2000年に少年法改正が行なわれて、重大事件に関して家庭裁判所が犯罪や非行の事実認定(facts-finding)のために必要があると要請した場合には出席することが可能となった。

### 3. 家庭裁判所調査官と少年鑑別所

家庭裁判所には、大学で心理学、教育学、社会学、社会福祉学、法律学を専門的に学んだ家庭裁判所調査官が配置されており、必要と思われる非行少年のケースについて詳細な調査を行ない、適切と考えられる処分を少年審判の裁判官に提案する。

警察や検察に身柄を拘束されて家庭裁判所に送られてきた少年は、少年鑑別所に約 3 週間、長い場合は 8 週間まで収容される。その間、少年鑑別所では心理技官（心理学者）が心理テストや知能検査を行ったり、教官が行動観察をしたりして、どのような処分が適切かを家庭裁判所に提案する。

### 4. 欧米の少年司法システムとの違い

アメリカ合衆国の少年拘置所を訪問したり、英国の都市部の刑務所で拘置所を兼ねた刑務所を参観したりしたが、日本の少年鑑別所とはまったく異なり、ただ勾留しておくだけで少年にふさわしいとはいえない設備環境であったり、少年と成人の累犯者とが容易に交流の機会を持っていることに驚いた。日本で少年が少年審判を受ける際には成人と分離され、少年に対してあえていば屋上屋を重ねるくらいの調査が行なわれている。

非行少年の施設内処遇が行なわれるのは少年院であるが、そこでは教科教育や生活指導など教育的な処遇が行なわれる。欧米諸国と比較した場合、家庭裁判所と少年院に顕著に見られるように、日本の少年司法は、教育的であり(Winterdyk 2002)、福祉的である(Cavadino and Dignan 2006)という特徴を持っている。

### 5. 日本の非行少年を処遇するスタッフの特徴

後に述べるように、保護観察(通常は probation と訳されているが、実際的には supervision と訳されるのがふさわしいように思われる)を実質的に担当するのは民間のヴォランティアである保護司であることが、日本の非行少年の処遇に関する最も大きな特徴である。ただし、国家公務員である保護観察官がそれを指導監督する態勢がとられている。

私が申し上げたいのは、日本の非行少年に関与し(commit) 取り扱う(treat) 家庭裁判所調査官、少年鑑別所職員、少年院教官、保護観察官等の国家公務員の質が高く、社会的威信も高く、ほとんどの人が誇りを持って一生その職業をしていこうと考えているということである。

間違っていたらお許しいただきたいが、従来はおそらくほとんど指摘されてこなかったことで、私のこれまでの経験からあえて申し上げれば、以上のような日本の状況に対して、例えばアメリカ合衆国の少年裁判所の保護観察官や英国の保護観察官は日本の保護観察官ほど社会的地位は高くなく、給与や労働条件にも恵まれておらず、より条件のよい職業を求めて離職していく傾向が大きいに思われる。スウェーデンの少年院についても、有能な人材が好んで集まる職種とはなっておらず、少年のために一生懸命処遇しているスタッフもいるが、全体的に職員の動機づけは必ずしも高くはないように見受けられる。

### 6. 保護司

日本では、国家公務員である保護観察官の数は約 1000 人と非常に少ない。そのため、先に述べたように、実際に少年の保護観察を担当するのは、民間のヴォランティアで法務大臣によって任命された素人の保護司(lay probation officer あるいは volunteer probation officer)である。私もその一人である。

多くの保護司は少なくとも月に 1 回自宅に保護観察中の非行少年を招いて、多くの場合自宅の居間で話し、月に 1 回少年の自宅を訪問する。学校や職場での様子、友人関係などを聞いたりして、再犯防止の指導を行う。月に 1 回報告書を保護観察所へ提出する。保護司が提出する報告書の内容によって、保護観察が解除されるかどうか判断されるという重要や役割を担っている。なお、言うまでもなく保護司は、必要があれば保護観察官の指導を受けることもできる。また、2ヶ月に 1 回くらいの頻度で各地域で研修会が持たれて、保護観察官が講義をしたり、役割演技(role play)等を行ったり、処遇方法の学習を行ったりしている。

こうした保護司は日本で約 5 万人いる。おそらく都市部では一つの小学校の学区に 3 人くらいいると思われる。保護司の多くは、小企業の社長、商店の経営者、主婦などで、地域(コミュニティ)に根ざしている。過去に PTA の役員として活動したり、市町村の行政に積極的に協力した人たちが多くいる。外国でも更生保護分野のヴォランティアはいるが、日本の保護司とはその仕事の責任と内容が大きく異なる。日本の保護司は、形式的には part-time の国家公務員となっている。

外国からの参加者には、なぜ保護司が保護観察の対象少年を自宅に招いて指導するというのが可能になっているのか、非常に少ない謝礼で熱心に犯罪者や非行少年の世話をするのか不思議に思う人が多いと思う。このシンポジウムは国際会議の一端を担っており、国による文化的相違に関心を持たれていると思われるので、あえて筆者が、それを可能とされていると考える重要な要因を述べるならば、その理由は、日本が「天皇制」を取っていることが影響しているのではないかと考える。もう少し言うならば、国民の統合の象徴としての天皇による褒章制度が存在しているということである。いうまでもなくそれがすべての保護司に影響しているわけではない。ただ、保護司の仕事に精励したり、誇りとなったり、熱心に非行少年や犯罪者の更生を援助するというエネルギーの源の一つとなっているのではないかと推測される。

### 7. 少年受刑者の少なさ

もう 2 点、日本の少年非行と少年犯罪への社会的対応の特徴を指摘しておきたい。その第一は日本では先に述べたように非行少年や犯罪少年の処遇への教育的アプローチが強いことである。

2000 年に少年法が改正され、16 歳以上の少年が殺人など故意の犯罪で被害者を死亡させてしまった場合、少年院に送致するなどの保護処分が望ましいという特段の理由がない限

り家庭裁判所から検察庁へ送致 (refer transfer) されて、刑事裁判所で裁かれることとなった。すわなち、アメリカ合衆国の少年裁判所で行われている presumptive transfer が導入された。

しかしながら、刑務所へ収容される少年の数が実際に少ないことも、日本の特徴である。刑事裁判所で无罪判決を受けた場合、日本では通常の刑務所とは異なる少年刑務所へ送られる。有罪判決を受けて少年刑務所に収容される 20 歳未満の少年は、2007 年は 42 人で、近年は 50 人程度というように少ない。さらにこのうち、18 歳未満の少年は、2006 年は 5 人、2009 年は 2 人というように非常に少ない。

古い数値で恐縮だが、アメリカ合衆国では 1997 年に少年 10 万人当たり約 40 人が有罪判決を受けて刑務所に収容されており、イングランドとウェールズでは 2000 年に少年 10 万人当たり約 20 人が有罪判決を受けて刑務所に収容されていたが、日本ではむしろゼロに近い。

## 8. 少年による薬物乱用

第二点は、少年の薬物乱用、とりわけハードドラッグの乱用(abuse)が少ないことである。

日本の少年によって最も濫用されてきたのはペンキ等を薄める溶剤や工業材料として用いられるシンナーやトルエンである。ところが過去 20 年間にわたって、これを乱用して検挙補導される少年が激減してきた。

2009 年に、覚せい剤 (amphetamine, methamphetamine) の乱用で検挙されて検察庁に送致された人員は 11,655 人いたが、そのうち 20 歳未満の少年は 257 人、18 歳未満の少年は 80 人である。覚せい剤の検挙人員のうち、18 歳未満の少年が占める割合である少年比は 0.7% である。

2009 年にヘロインを使用して検察庁に送致されたすべての年齢の人員は 15 人、コカインを使用して検察庁へ送致されたすべての年齢の人員は 116 人である。残念ながら、これらのうち少年の数値は公式統計には提示されていないが、これよりもはるかに小さい数値となり、ゼロかそれに限りなく近い数値であると推測される。(注 3) このように、日本ではハードな薬物の乱用が少年の間に広まっていないことが、少年犯罪問題が深刻になっていない重要な要因の一つだと考えられる。

## 9. 来日外国人少年の犯罪

最後に、外国から来た人々で、非常に気になっている人が多いと思われるテーマについて指摘して私の報告を終えることとしたい。それは外国人少年による犯罪や非行である。

日本の外国人少年には、主要には、第 2 次世界大戦以前から日本に住んでいた韓国人・朝鮮人の子孫である少年と、1980 年頃から就労して収入を得る目的のために日本に来た外国人労働者の子どもの 2 種類の外国人少年がいる。前者の少年は日本語を話し、日本文化についてもよく理解している。他方で、後者である外国人労働者の子どもは、日本の

文化についての理解に乏しかったり、日本人と生活習慣が大きく異なったり、日本語の能力に乏しかったりすることがある。この後者の外国人少年が「来日外国人」と呼ばれている。

2010 年の 20 歳未満の「来日外国人少年」の検挙人員は 634 人である。2008 年に少年院に収容された来日外国人少年の数は 90 人以内であると考えられる。最も多いのはブラジル人少年で 48 人、次に多いのがフィリピン人少年で 12 人である。

ヨーロッパ諸国の少年のための矯正施設を参観すると、その収容者の過半数が、移民の子ども——その国以外で生まれたり、その国で生まれたりした場合も含む——であったりするが、日本では最近では、少年院の収容者の 2.5% 程度に過ぎない。このことも、日本において少年犯罪や少年非行が深刻な問題とはなっていない一つの指標といえる。

## 10. おわりに

以上、日本の少年犯罪・少年非行、非行少年や犯罪少年に対する処遇やその制度の特徴について説明してきたが、とりわけ外国から来られた人々には少しでも有益な情報が提供できたとすべしと思う。また日本人のかたがたには、国際的な視点から日本の少年非行や非行少年への処遇について考察することによって、今まで気がつかなかった新しい気づきを提供できたとすべしといへん幸いである。

### <注>

1. 最後の社会文化的な要因については、他の報告者が述べているので、私の報告は、そうしたマクロ的な要因について述べるのは差し控え、非行少年が直接に取り扱われる少年司法制度の特徴について述べることにした。
2. なお日本の統計では、殺人のカテゴリーは殺人未遂を含んでいること、傷害致死は傷害のカテゴリーに含まれることにご注意いただきたい。
3. これは、私が今まで欧米の少年犯罪の専門家や実務家に説明すると非常に驚かれることである。

<参考文献>

- Ayukawa, Jun. "The Construction of Juvenile Delinquency as a Social Problem in Post World War II Japan" *Perspectives on Social Problems*, Vol.7, 1995, pp.311-329.
- Cavadino, M. and P. Dignan, *Penal System: A Comparative Approach*, Sage, 2006.
- Hazel, Neal. *Cross-national Comparison of Youth Justice*, YJB, 2008.
- Johnson, David T. "The Homicide Drop in Postwar Japan" *Homicide Studies*, Vol.12, Issue 1, pp.146-160.
- Junger-Tas, Josine, Marshall, Ineke Haen, Enzmann, Dirk, Killias, Martin, Steketee, Majone and Beata Gruszczynska. *Juvenile Delinquency in Europe and Beyond: Results of the Second International Self-Report Delinquency Study*, Springer, 2010.
- Muncie, John. *Youth and Crime* 3rd ed. Sage, 2006.
- Tokuoka, Hideo, "Repression of Deviancy as a Reason of New Deviancy" *Juvenile in Japan: Reconsidering the "Crisis"*, Foljanty-Jost, Gesine ed., Brill, Leiden, The Netherlands, 2003.
- Winterdyk, J.A. *Juvenile Justice Systems: International Perspectives*, Canadian Scholars Press, 2002.
- European Sourcebook of Crime and Criminal Justice Statistics*, 2010.
- Institute of Training, Ministry of Justice, *White Paper on Crime* 2008.
- 法務省法務総合研究所編『犯罪白書』(ホームページ上の英語版を含む)
- 法務省法務総合研究所『第3回犯罪被害者実態(暗数)調査』研究部報告。
- 警察庁『平成22年版 犯罪白書』(ホームページ上の英語版を含む)
- 警察庁『犯罪統計資料(平成22年1月~12月)』
- 警察庁『少年非行の概要(平成22年1月~12月)』
- 警察庁『来日外国人犯罪の検挙状況(平成18年、平成22年)』
- 警察庁『平成21年の犯罪』
- 警察庁『平成19年の犯罪情勢』
- 内閣府共生社会政策統括官『第4回 非行原因に関する総合的研究調査』2010年3月。
- 最高裁判所『司法統計年報』少年編
- 総務省統計局『国勢調査』
- 総務省統計局『人口推計』
- 他

## Juvenile Delinquency in Japan

Jun Ayukawa

Kwansei Gakuin University

This paper describes the trends in and the present situation of juvenile crime and delinquency in Japan, as well as how Japan is succeeding in preventing and handling them. Also, I intend to provide a background to the Japanese juvenile justice system to foreign scholars. In Japan, 'juvenile' means under 20. As the prosecutor doesn't have discretionary power, all cases received from the police must be referred to the juvenile division of family court. The number of arrested juveniles who were suspected to have committed murder has decreased by seven eighths in the last 50 years. I also intend to look at the statistics of other crimes, and consider how to interpret them and what kinds of suggestions Japan can give to the world.

### Reference:

- Ayukawa, Jun. "The Construction of Juvenile Delinquency as a Social Problem in Post World War II Japan" *Perspectives on Social Problems*, Vol.7, 1995, pp.311-329.
- Hazel, Neal. *Cross-national Comparison of Youth Justice*, YJB, 2008.
- Muncie, John. *Youth and Crime* 3rd ed. Sage, 2006.
- European Sourcebook of Crime and Criminal Justice Statistics*, 2010.
- Institute of Training, Ministry of Justice, Japan. *White Paper on Crime* 2008.

### Note:

I would like to express my gratitude to Professor Hanns von Hofer at Stockholm University and Professor Loraine Gelsthorpe at University of Cambridge. And, I will take all of the responsibility for faults and shortcomings in this paper.



### Jun Ayukawa

Thank you very much, I am Ayukawa. Thank you for introduction. At the start, I would like to talk about the responses to juvenile delinquencies in Japan. Now, the crimes and delinquencies by juveniles have decreased as the number of occurrence and apprehended but actually, against the total population the rate is high; in about 1,000 it is still high and against the total population compared with the rate of the adults, actually the rate of the crime is high amongst the juveniles.

This may cause some misunderstanding in other countries but there are not so many serious crimes and they tend to leave from the practice of the crime when they age. What are the reasons for those features? The juvenile are different in ages and there are some differences of the system across the countries, therefore, are difficult to compare but I would like to talk about the factors in Japanese juvenile delinquency to make some contribution.

Please bear with me three points before I move on. As you see, there are participants who are from overseas countries for this international conference. Therefore, my mission is to explain the situation of the Japanese juvenile delinquency and the juvenile justice system. Therefore, Japanese specialist may know what I am going to talk about well; that's one point. Also, in other countries, juvenile are under 18 years old, therefore, we try to get statistics concerning to juveniles aged 14 and over but under 18. But in some cases we have to use the age under 20, and therefore the numbers may be not clear. Also, the source of the information, I will use the tables and charts. There are six of them, and the first one and the third one is the English version of police White Paper and also, otherwise, these are sourced from crime White Paper on Crime, Ministry of Justice.

After the World War II, if you look at the trend of the Japanese juvenile delinquency, one of the indicators is the number of cleared juvenile offenders and this is the number of juvenile cleared for criminal offences. Therefore the negligence due to automobile driving has been excluded since 1965. Here, a juvenile is under 20; however, the age for criminal responsibility is from 14 years old. Therefore, this is juveniles aged 14 or over but under 20 years old and there are three or four peaks of numbers of juvenile cleared for non-traffic

penal code offences. The rate against the population is per 1000. For the entire population, I would like to talk about this later.

Next one is non-traffic penal code offences including both adult and juvenile. According to the police White Paper, the rate of juvenile was 20% in 1950, 28% in 1960, 30% in 1970, 42% in 1980, 53% in 1990, 43% in 2000, and 27% in 2009, for the non-traffic penal code offences. Around 1990, over 50% of those cleared cases were juvenile but because of the lower number of children today, the number is decreasing, but about a quarter or over is juvenile even today.

In European countries, in many countries in the world, as I mentioned earlier, the juvenile is under 18. We have to recalculate the number of the aged 14 or over but under 18. The rates of criminal offenders of juvenile against total is 21% in 1970, 35% in 1980, and 45% in 1990, 35% in 2000, and 22% in 2009. In EU, there is a statistics of EU countries and juvenile rate against the suspected offenders – for the reference please refer to the conference material, that is "*European Sourcebook of Crime and Criminal Justice Statistics 2010*" is the source of this information. In 2006, average is 12% juvenile against the total suspected offenders, 18% in France, 17% in Germany, and 14% in Sweden. But in Sweden, the juvenile is aged 15 and over but under 18. In Japan, we do not have the equivalent statistics but concerning to juveniles aged 14 or over but under 18, 23% in 2006 in Japan, so higher than Europe average and higher than that of France, Germany, and Sweden.

Japanese society is aging with low fertility. We have more aged people and less number of children. But still, the cleared cases, the juvenile against the total suspected offenders is high rate for juveniles. In order to understand this clearly, let's look at the ratio against the total population. The general crimes, as you see, 2.3 per 1000 adults. 12.3 a per 1000 juveniler. And concerning to juveniles aged 14 or over but under 18, recalculated, the number is 15.3. Therefore, those age group Japanese juvenile has 6.7 times high in terms of the crimes cleared, compared with number of the aged over 20 years old and over. In order to interpret this, we have to understand the interaction between the delinquent juvenile and police which controls the

society.

The constituent of the juvenile delinquency, there are six factors, I think, for juvenile crimes and delinquency. One factor is the juvenile themselves, and the second, the target of the crime. Number 3 is social control organization to cope with them and number 4 is the victim of the crime, number 5 is the micro situation, the environment or the interaction of the micro environment in which the crimes and delinquent offence is conducted. Number 6 is a macroscopic environment including social structure and history and culture. The following speakers will talk about the last point so I would like to talk about the five points among these six points.

The juvenile aged 14 or over but under 20, those juveniles cleared for their general criminal offences. Who are they and what kind of crimes are conducted? The majority or the largest is theft 60.7% and also the embezzlement of lost property is 21%. Combining them, that is 81.7%. Among theft, shop lifting is 53%, bicycle theft is 21%, and motorcycle theft is 11%. It's needed to explain to the overseas countries and basically, that is embezzlement of the lost properties and also that is the definition of the embezzlement in Japanese definition as well. So, 98% is embezzlement of bicycles left. For instance, the owner would leave the bicycle and juvenile would take it and ride it and then leave it once again and another juvenile would take that bicycle, so the second juvenile committ embezzlement. In addition to theft and embezzlement of lost properties, the extortion and assault 8.7% and murder and robbery and rape, very serious brutal crimes is 1%. As you have seen, most of the cleared cases are petty crimes including shop lifting, bicycle theft and so on.

Next, I would like to talk about the brutal crimes by Japanese juveniles including attempted murder and also fatal assaults are categorized as part of assault. The cleared murder cases, including attempted murder, as I mentioned earlier, by those under 20 was 400 in 1960 and became 200 in 1970 and less than 100 in 1975. In Japan, currently it is 50 or so. Therefore the number of the murder cases are decreasing. Against the total cleared persons in Japan in 2006, the rate of juvenile aged 14 or over but under 18, as I mentioned earlier, is 23% but for murder, 3.7%, robbery 17%, rape 5%.

These are three types of brutal crimes. The rate of juvenile for these brutal crimes is lower than that of the juvenile rate against the total or cleared cases of offenders. In Europe, 5% for murder, robbery 28%, and rape 10%. Except murder, the brutal crime rate of juveniles is either higher or comparable to the total number of juveniles cleared for the general cases.

In Japan the brutal case is low in terms of the rate against the total crimes. As I mentioned before, the robbery by Japanese juvenile is like taking the goods on street but the victim will not let it go, for instance bag, and in that case the victim gets injured, so that kind of assault is counted as robbery.

The rate of crime, we have to confirm with you the basic points, so I will do it anyway. The juvenile crimes and juvenile delinquencies are made up of six factors that I mentioned before. Particularly, the offenders and the victims and the social control organization would have interactions and that would constrict and constrain that. For instance, shop lifting, whether the shop lifting is detected or not or reported to police or not, that is a decision to be made by the shop owner and the store keepers. How the police would make decision about the actual place of the shop lifting and the embezzlement of the lost property, that is 21% of juvenile crimes that is the theft of the bicycles and some juveniles act suspiciously and police would question those juveniles who are acting quite suspiciously.

The policemen are going to go around high streets and busy areas to find some suspected juveniles and ask questions. That is quite a general practice. The law-breaking juveniles under age 14, in Japan the criminal responsibility starts at 14 years old, but some juveniles under 14 without criminal responsibility are also guided. Those under 14 is a law-breaking juvenile below 14 years old. In the past 15 years, it has been 3.9 per 1,000. The number of law-breaking juveniles under 14 have not changed much. The other one is the pre-delinquent juvenile have not committed any crime yet but high possibility for the risk of committing crime in the future, and about 500 juvenile would come to the family court and are decided about their conduct as a pre-delinquent.

A juvenile with bad behavior, they are not, strictly speaking, delinquent

juvenile so in a narrow sense they are not, but for instance, those who would smoke a cigarette under 20 and drink, and playing around during the midnight period in busy area, they are guided not only by the police but the volunteer people. As you see, this is a table showing the misconduct juvenile, 1.36 million misconduct juvenile have been guided by police and other volunteers. The basic responsibility lies with the police as well as the juvenile police volunteers. They would go around game centers and also the restaurants which are open throughout the night and they would guided juveniles with misconduct. The juvenile guidance officials are 52,000 in Japan and 6700 juvenile guidance committee members nationally. This is pre-delinquent intervention. Before becoming full-fledged juvenile offenders, misconduct juveniles are guided and basically that is under the responsibility of the education board as well. In the early stage, even before the juvenile delinquency, an intervention is made by local autonomous bodies, and police and local volunteers. Preventive intervention is quite active in Japan.

If I may summarize my talk so far, the Japanese delinquencies rate is relatively high compared to the same age cohort or the population in general but they are mostly petty offenders. Many of the young ones below the age of 14 are also being cautioned by the police. Smoking and drinking and wandering in streets late at night, when they carry out these misconducts, they are often being cautioned. This is one characteristic of the society vis-à-vis the delinquencies. Now I would like to talk about four more statistics.

So far, I talked about the police data but we should also look at the delinquencies from other perspective and then actually talk about self-report study and victim survey and I will focus more on the self-report study. In the past, the Prime Minister's office, or currently the cabinet office, is working on the comprehensive survey on the cause of juvenile delinquencies. Every 10 years, the survey is conducted; the recent survey was conducted in 2009. Self-report is included as a part of this survey. In the past 10 years, if you look at the junior high-schools and senior high-school students, the misconduct and delinquency rate is declining, particularly the misconduct of drinking alcohol and smoking and wandering at night. Those who have reported that they have committed them is declining and those who leave the

shop taking the items without paying, that rate was increasing up until 1998 but in 2009 there was a dramatic decline of those who report that they have taken things out of the stores without paying.

Another characteristic is that here in Japan, the major feature, as you can see here, is that the age of delinquency peaks at around 15 and 16 and then there is a decline and people try and get to be graduated from delinquencies at around ages of 18 and 19. This was shown by the cohort study by Ministry of Justice. This is the data from those who were born between years 1976 to 1988; you see that the rate almost remains flat. I talked about some of the characteristics of the delinquencies in Japan.

Now I would like to talk about the juvenile justice and characteristics of how we treat juvenile delinquencies. I have had some experience of studying in Sweden, in United States, and in UK. I also visited many foreign correctional facilities and juvenile training centers. I have focused on the importance of field study and I have already spent 4 months at facilities for drug abusers who are juvenile in Sweden. I also have spent some months at facilities in Sweden carrying out family therapy for delinquencies. If I compare these with the Japanese situation, major characteristic is that the minor in Japan is those below the age of 20 and the criminal responsibility is starting from the age of 14. Those who are offenders between the ages of 14 years old or over but under 20 will have all the reports to the family court and the prosecutor's office will pass all of cases to family court and the family court will make decisions as to how we should treat. When it comes to petty offences, then you would just have a short summary of the documents sent to the family court and in those circumstances there will be a dismissal without hearing or no-protection measures. These are the decisions by the family court.

The prosecutors thus involve in the juvenile delinquencies in Japan, usually the delinquency court hearing will not be attended by the prosecutors but when it comes to heavy crimes, and for fact finding when there is a necessity then the prosecutor can attend the trial, as a result of the revision of the juvenile law in year 2000. At family court, you have the family court probation officers who have studied psychology, pedagogy, sociology, social welfare and law and they will make decisions, or they will propose it to the

judges about appropriate treatment. When the juvenile delinquency offenders are being retained, they are sent to the juvenile classification home. There will be IQ tests and psychology tests and the officers will observe the person to make proposals about appropriate treatment.

If I were wrong, I would like to be corrected but when I visited juvenile detention centers in US and when I observed some jails and detention centers in UK, what surprised me is that the centers and the facilities are there for the detention purpose and in the detention center the minors and adults are not being separated. The minors and adult offenders easily communicate with each other. That was a surprise to me because we have a juvenile classification home in Japan and juvenile training schools. Juvenile training school is where the juvenile delinquents are being detained and they are also taught and they are given guidance of their everyday life. The characteristic of juvenile justice in Japan has more educational aspects and having more emphasis on welfare. When it comes to supervision or probation, it is done by volunteers. That may be another characteristic of the juvenile justice system in Japan.

For Japanese juvenile delinquencies, the public servants have a high level of prestige. If my observation were wrong, I would apologize but if you go to the probation officers in United States, their social status is not as high as in the case of the family courts probation officer in Japan and that, I think, was also the case in UK compared to Japan, these people may not be well treated in terms of their salary and social status, leaving their jobs because of that. If we go to Sweden, There are several talented people. But the motivation is rather low on the part of the center staff. If I am not very polite, I would apologize to you. When it comes to the probation officers, the public servant probation officer is very small in number; in Japan they are only 1000, so the volunteer probation officers work in this area being appointed by the Ministry of Justice.

Volunteer probation officers, on monthly basis, invite delinquents to their own houses, in their living room, they enjoy tea and they also visit their own houses on monthly basis. They talk about their school, their job, to prevent recommitting the offences and on monthly basis they would submit report.

Based on the report to be submitted by the probation officer who is a volunteer, decision will be made whether or not this supervision will be continued or not. Many of the volunteer probation officers are the managers of small and medium-sized companies, shop owners or housewives. In overseas, there are volunteers as well but the Japanese volunteer probation officers do have different responsibilities. They serve as a part-time public servant. Foreign participants in the conference may wonder why is it that the volunteer probation officers will invite juvenile delinquents to home and to be passionate about taking care of them.

I also serve as a volunteer probation officer and so, I'd like to speak from my own experience. If there is one particular reason why the probation officers and volunteers are very active is because of the Emperor System in Japan, I would say. As a symbol of national unity, the Emperor engages in the conferment of the declaration for good services and this may not be 100% the only reason but this may be a possible part of the reason why the volunteer probation officers are very passionate about their responsibilities.

Now, I would like to have a few points to discuss. First one is the characteristic of how we deal with the Japanese juvenile delinquents. Japanese treatment is very education oriented. Of course, juveniles committing heinous crimes including murder at the age of 16 or above, they will be transferred to the prosecutor's office and they will be tried at the criminal court just like adults. But the juveniles under the age of 20 who are convicted and imprisoned is very small, like 50. Those who are less than the age of 18 was five in 2006. In 2009, there were only two who were convicted and imprisoned who were of age below 18. This may be a surprise to the foreign participants but this is a very small number.

Another characteristic here in Japan is about the drug abuse. The substance abuse include thinners which are used for diluents and solvents. Minors below the age of 20 caught for amphetamine and methamphetamine abuse in the year 2009, they were only 257 and only 80 who are below age of 18 and 0.7% is the rate of those who are less than 18, caught for the abuse of stimulants including amphetamine and methamphetamine. In case of heroin, only 15 were those who are caught among all of ages and in case of cocaine,